

令和5年9月（制定）

減災復興学研究 編集委員会

## 1. 論文の内容

査読論文の内容は、減災復興学への貢献が期待できるもので、かつ結論の導出過程が適切であるものとする。なお、減災復興学への貢献が期待できるものであれば、従来の学術論文の体裁にとらわれず、調査報告やコンピューターシステムの開発、訓練方法の提案・実施結果等も査読論文の対象とする。

研究ノートの内容は、査読論文に準ずるもので、発展途上もしくは芽生え期の内容のものも取り扱うこととする。

## 2. 投稿者

防災・減災に関係する各研究機関の研究者、大学や高等専門学校の教職員及び学生を対象とする。筆頭著者として同時（一度の投稿期限に複数の論文を投稿する事を指す。以下、同じ）に投稿可能な論文数は、制限しない。ただし、一連の研究あるいは相互に参照する論文については同時投稿を認めない。投稿受付終了後の修正原稿における著者の変更や追加は認めない。

## 3. 投稿先

減災復興学研究編集委員会（以下、委員会と称する）へ電子メール添付にて、投稿用紙と論文原稿を提出することとする。

## 4. 投稿期限

査読論文および研究ノートの投稿募集と投稿期間は、別途、案内する。

## 5. 査読手続き

査読論文として投稿された原稿は、査読によって登載の可否を決定する。研究ノートとして投稿された原稿に対しては査読を行わないが、委員会において登載の可否を決定する。

- 1) 査読実施機関：投稿された査読論文に対し、委員会は原則として2名の査読者による査読を行い、登載の可否を決定する。
- 2) 投稿論文に関する投稿者への問い合わせ：査読にあたって、委員会は筆頭著者に必要に応じて問い合わせを行う場合があるので、筆頭著者はこれに対応しなければならない。

- 3) 査読の打ち切り：投稿された原稿に対する問い合わせ、または内容の修正を求めた期限以内に筆頭著者から回答がない場合には、委員会は査読を打ち切る。
- 4) 委員会は、査読結果に基づき、①採用（軽微な修正を含む）、②適切な修正を前提とした条件付の採用、③不採用の判断を行い、筆頭著者に通知する。

## 6. 投稿論文の作成および提出

- 1) 投稿原稿の内容：投稿原稿は、原則として他の書籍・雑誌において未発表でかつ査読中ではないものとする。学術書の全部もしくは一部として既刊のものは認められない。全文審査を経ていない論文、査読なしの発表梗概集に掲載された論文、国、自治体、企業等の委託研究の成果報告書、大学紀要等の部内発表した論文に加筆、修正したものは認める。なお、科学技術振興機構（JST）のプレプリントサーバー「Jxiv」に掲載された論文の投稿は認める。また、学術論文として内容が完結していることが必要であり、「同一テーマのもとで分散して投稿したもの」と判定された論文は受け付けない。
- 2) 執筆要領の準拠：投稿または修正された査読原稿は、「原稿テンプレート」に準拠していなければならない。
- 3) 十分な推敲：投稿または修正された査読原稿は、十分に推敲されたものでなければならない。
- 4) 言語：投稿または修正された査読原稿は、和文または英文でなければならない。
- 5) カラーの使用：査読原稿はカラー図版を積極的に使用してよい。Webでの公開時にはカラーのものが収録される。
- 6) 容量制限等：査読論文については、図・表・写真を含め、最低6ページ、最大10ページとする。PDFファイルは最大5MBとする。ただし、査読意見に対する修正を行った結果10ページを超過する場合は、全体で11ページまで認める。研究ノートについては、2ページまたは4ページとする。
- 7) 図・表・写真：図・表・写真は、判読可能な鮮明なものでなければならない。

## 7. 著作権

- 1) 掲載された論文の著作権は兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科に帰属する。
- 2) 著者が自らの用途のために自分の掲載論文等を使用することについて制限はない。なお、論文等をそのまま他の著作物に転載する場合にはその旨を明記する。
- 3) 第三者から委員会に対して、論文等の翻訳、図表の転載の許諾要請があった場合、著者に通知し許諾を求める。ただし連絡不能の場合はこの限りでない。
- 4) 著者は、委員会または委員会が許諾した者の利用に伴う変形については「同一性保持権」を行使しないものとする。
- 5) 論文等の内容が第三者の著作権を侵害するなど、第三者に損害を与えた場合は著者がその責を負う。

8. 論文別刷り

「兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科紀要」の論文別刷りは、作成・送付しないものとする。

9. 査読者等の公表

査読者名および査読内容は公表しないものとする。